

## 健康診査・がん検診を受けましょう

問健康増進課 ☎32-7009

健康ポイント対象活動

詳しくは2ページをご覧ください



定期的に健（検）診を受け、自分の健康状態を把握しましょう。

### 8月の集団健（検）診

健康診査、がん検診など（胃（胃部エックス線検査のみ）、結核・肺、大腸、前立腺、肝炎ウイルス検診）



必ず事前に、電話またはインターネット（24時間対応）で申し込んでください（定員になり次第終了）



とき	ところ
2日(月)・3日(火)午前8時～10時	加茂福祉センター（加茂町小中原）
24日(火)・25日(水)午前8時～10時	久米保健センター（中北下）
26日(木)・27日(金)午前8時～10時	勝北保健福祉センター（新野東）

## ご存じですか？国民年金保険料の免除制度など

問市民窓口課（市役所1階7番窓口）☎32-2072、各支所・出張所、津山年金事務所（田町）☎31-2360

### 保険料を免除する制度があります

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが難しい場合、2年1カ月前までさかのぼって、免除や猶予を申請することができます。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

#### ☑免除

**内容** 保険料の全額または一部（4分の3、半額、4分の1）の免除

**条件** 本人・配偶者・世帯主の、免除の対象となる月の前年の所得（1～6月分は前々年の所得）が一定額以下

#### ☑納付の猶予

**内容** 納付期限の延長

**条件** 本人（50歳未満に限る）と配偶者の、猶予の対象となる月の前年の所得（1～6月分は前々年の所得）が一定額以下

#### 申請に必要なもの

- 個人番号（マイナンバー）が確認できる書類か年金手帳
- 顔写真付きの身分証明書
- 失業のため申請する場合、離職票か雇用保険受給資格者証

### 保険料の前納がお得です

令和3年度の国民年金保険料は、月額16,610円です。まとめて支払うことで保険料が安くなります。前納期間ごとの割引額など、詳しくはお問い合わせください。

**申込方法** 市民窓口課または津山年金事務所に備え付けの口座振替申出書に、基礎年金番号、金融機関口座番号などを記入し、指定口座の金融機関の届出印を押して、窓口へ直接提出する

※10月～3月分までの口座振替による6カ月前納の申込期限は、8月31日(火)です  
※1年前納、2年前納の申し込みは、令和4年度分以降のものを受け付けています

※6月28日現在の情報です。中止・変更する場合がありますので、事前にご確認ください

#### ？保険料を未納のままにすると…

病気やけがをしたとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができなかつたり、将来的に老齢基礎年金を受け取ることができなかつたりすることがあります。

#### ？免除や猶予の期間があると…

保険料を全額納めたときに比べ、受け取る老齢基礎年金の額が少なくなります。

将来受け取る額を増やすため、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納する）ことができます。

6カ月前納を選択すると、毎月納付した場合と比べて口座振替で1,130円、現金またはクレジットカード納付で810円お得です。

## 令和3年度国民健康保険の保険料率が決定しました

問医療保険課国民健康保険係 ☎32-2071

岡山県が計算した市町村ごとの標準保険料率をもとに、公平性や将来的な負担などを検討し、令和3年4月分からの国民健康保険（国保）の保険料率を決定しました。

料率をもとに計算した保険料の額は、7月に送付した『国民健康保険料納入通知書』に記載しています。

### 令和3年度の保険料の計算方法

保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護分(40～64歳のみ)

		医療分	後期高齢者支援金分	介護分
保険料率	①均等割※	27,460円	8,240円	7,880円
	②平等割※	21,160円	6,020円	4,190円
	③所得割	8.70%	2.80%	2.40%
	賦課最高限度額	63万円	19万円	17万円

※均等割と平等割の軽減

軽減割合	対象	世帯主と国保加入者など*1の所得の合計が次の金額以下の世帯
7割		基礎控除額（43万円） + {(給与所得者など*2の数 - 1) × 10万円}
5割		基礎控除額（43万円） + (28.5万円 × 国保加入者など*1の数) + {(給与所得者など*2の数 - 1) × 10万円}
2割		基礎控除額（43万円） + (52万円 × 国保加入者など*1の数) + {(給与所得者など*2の数 - 1) × 10万円}

制度の安定した運営のため、保険料の負担、医療費の適正化にご理解とご協力をお願いします

- \*1 国保加入者など…国保加入者と特定同一世帯所属者（75歳になったため国保から後期高齢者医療保険に移行し、移行後も同じ世帯に属する人）
- \*2 給与所得者など…給与収入（専従者給与を除く）が55万円を超える人と公的年金などの収入がある人（65歳未満＝公的年金などの収入金額が60万円超、65歳以上＝公的年金などの収入金額が125万円超）が2人以上いる場合

## 交通事故などが原因の治療は届け出が必要です

問医療保険課国民健康保険係（市役所1階9番窓口）☎32-2071、医療保険課高齢者医療係（市役所1階8番窓口）☎32-2073

交通事故など、第三者が原因で治療を受けた場合、治療費は加害者と被害者が、過失割合に応じて負担します。

保険証を使って治療を受けたときは、必ず届け出てください。  
**届け出先** 国民健康保険・後期高齢者医療保険＝医療保険課、各支所・出張所、その他の健康保険＝加入している健康保険の窓口

**持ってくるもの** 保険証、印鑑、交通事故証明書など  
※届け出のない治療は、原因を問い合わせる場合があります  
※届け出には相手の氏名や住所などが必要です

### 相手の行為が原因のけがや病気が届け出を

- 交通事故やけんかによるけが
  - 他人が飼う犬や猫によるけが
  - 飲食店などでの食中毒など
- ※自損事故で同乗者がけがをした場合も届け出てください

